

資

料

2013年1月30日
全国港湾12発53号
港運同盟発13-第1号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 新屋 義信

13年度労働条件改善に関する要求書

日本の政治・経済が混沌とする状況にあって、さらに欧州の経済危機の解決の目途が立たない中、港湾物流量の回復には今しばらくの時間が必要な情勢にあります。港運事業および港湾労働者の経営と生活は停滞から抜け出すことが出来ない環境下にあります。

政府の中途半端な港湾政策に翻弄され、時間だけが虚しく経過しています。アジアの諸港は初期のインフラ整備と貨物集荷体制を確保し、今日のインフラ整備は拡大政策の段階に入っています。時代遅れの港湾政策に惑わされず、港運産業として主体的に政策を確定し実践を行うことが、より日本港湾の持続的発展に結びつくものと思えるものです。

日本の港湾が規制緩和や「構造改革」によって大きく変化させられたにも関わらず労働環境整備に関しては一向に進まず、このまま推移すれば港湾労働そのものが取り返しのつかない状況へと追いやられる懸念を強く抱いております。

港運産業が変化する時期こそ港運労使が知恵と力を出し合い、外に向かって存在感を示すことが求められています。

私たちは、いかなる状況にあってでも港運労使が産別視点にたって港湾の諸問題の解決に当たることが何より重要と考えます。

私たち港湾労働者は、産業の発展と同時に生活と雇用・職域を守る姿勢は不変であります。秩序ある港湾と安定的運営を柱にした産業政策を持ち、取り組むことが肝要と考えています。

以上の立場から、港湾労働安定施策並びに2013年度の産別労使協定の改定に関し、下記の通り要求します。

1. 雇用と就労の安定化並びに労働環境整備について

- (1) 10年11年12年春闘協定に基づき「港湾労働環境の整備に資する適正料金の收受並びに適正コストを償う支払いについて、日港協は引き続き元請事業者に対し、一層の指導を行う」について本年も同様な措置を行うこと。
- (2) 港湾労働者の雇用保障を第一義に行い、港運事業の業域の拡大策を検討、港運事業全体での雇用・就労確保措置を講じられること。
- (3) 高年齢者雇用安定法に基づき、定年年齢65歳までの延長をはかること。
- (4) 船社の配船合理化や荷主の港湾進出については港湾労働者の雇用・就労確保を第一に事前協議の運用を適格化し、港湾の犠牲を廃すること。物流倉庫の取扱などに対しては、港運事業の業域を明確にすること。

2. 港湾秩序維持について

- (1) 三島川之江港の指定港化について
 - ①6者懇を早急に開催すること
 - ②三島川之江港の指定化に向けて会員店社への指導を強化すること
 - ③他港からの貨物の引き抜き等の港湾秩序を乱す行為に対しては厳重に戒めること
 - ④国に対し、指定港化を早急に実施する要請を行うこと
- (2) 港湾倉庫を含め港湾労働については、港湾運送事業者に雇用された常用港湾労働者の就労を原則とした港湾労働秩序を確立すること。

3. 安全対策について

- (1) 本船機器の不具合（作業足場、揚貨装置）船については、現場の安全確保を第一に対応し、未改修船の荷役は行わないこと。
- (2) 放射線測定は、港湾労働者の安全と雇用を確保するため港湾運送事業者を起用すること。

4. 港湾福利分担金（元請け負担分）トン1円の完全復活を行うこと。

5. 産別協定の適用拡大と実施について

- (1) 週休二日制について
 - ①「協定書・確認書」第29条 週休二日制 第1項を「週休二日制については全国適用とし、次の通りとする」に改める
 - ②第2項及び第3項を削除する
 - ③第1項の(1)(2)(3)は現状通りとする

(2) 関連職種の協定適用については具体的かつ計画的に対応することを求める。

6. 産別賃金制度の維持と拡充について

(1) 産別基準賃金（40歳・355,400円）の确实実施をはかること。

(2) あるべき賃金協定に則り、18歳産別適用者の到達年齢の水準を履行すること。

(3) 産別最賃について

①水準を月額185,000円 日給8,410円 時給1,200円とすること

②適用港については、港湾運送事業法適用港とする

③適用対象者については、日給、時給については日々雇用労働者も対象とする

(4) 標準者賃金35歳252,000円を基準内対象として実施すること。

(5) 時間外割増率は産別統一率とすること。

具体的割増率は、下記の通りとする。

①平日時間外労働割増率 50%

②平日深夜労働割増率 100%

③休日労働割増率 100%

④休日時間外割増率 150%

⑤休日深夜労働割増率 200%

7. 継続課題の協議促進について

次の継続事項については、各委員会の協議を踏まえ促進をはかること。

(1) 料金ワーキンググループの検討

(2) 港湾労働法の検討会

(3) 地区港湾の協議体制（団交権）の確立

以上

仮 協 定 書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、「2013年度（平成25年度）労働条件改善に関する要求書」について、下記の通り協定する。

記

1. 雇用と就労の安定化並びに労働環境整備について

- (1) 港運事業の経営・労働環境の改善のための適正料金の収受及び適正コストの支払いについて、日港協は前3カ年の協定同様、引き続き元請事業者に対し一層の指導等周知・徹底を図る。
- (2) 港運事業の業域及び港湾労働者の職域確保・拡大については、港運労使の重要課題として取り組むこととし、傘下会員は港湾労働の秩序維持に努力する。
- (3) 高年齢者雇用安定法に基づき、定年延長について理解し、傘下会員は、これを前向きに取り組むと共に港湾労働者の生活安定等環境の整備に努力する。
- (4) 三島川之江港の指定港化について、日港協は国土交通省に対し申し入れると共に、労使一体となってその実現に向け引き続き努力する。

2. 安全対策について

港湾労働の安全対策は万全を期すこととし、これに支障を来たすような事態が発生した場合、中央安全専門委員会で協議し、適切に対処する。

3. 港湾福利分担金について

日港協は、地区福利厚生協会の管理・運営に支障が生じることのないよう、一般社団法人 日本港湾福利厚生協会に対し支援を行う。
支援額は、総額で減額した1円相当額の50%とする。

4. 港湾労働法について

港湾労働法の全港・全職種適用について前向きに協議することとし、具体的には港労法問題労使検討委員会において行う。

5. 産別最低賃金について

産別最賃の水準等について、改善の方向で賃金・労働時間問題専門委員会において1年間を目途に協議する。

6. 標準者賃金について

現行標準者賃金は平成26年度春闘時までには到達し、併せて標準者賃金の定義及び具体的改善計画を構築した上で、検数・検定小委員会において協議する。

7. 継続協議事項及び申し入れ事項について

- (1) 週休二日制の適用範囲の拡大、基準賃金、時間外労働割増率及び港湾倉庫の問題については、中央団交の経緯を踏まえ労使政策委員会の協議課題とする。
- (2) モデル原価計算の研究等については、料金研究ワーキンググループにおいて継続する。
- (3) 地区協議体制の確立問題について
北海道・東北・日本海地区については、実情に合った当事労使間の協議体制を継続する。
その他の地区については、組織実態を踏まえ中央労使を含めた関係労使で協議し、適切に対応する。
- (4) 関連事業専門者に係る労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合との間の意見交換会を継続する。
- (5) 石綿被災に対する国の責任については、その関与を労使一体となって引き続き追求する。

以上

2013年（平成25年）4月3日

一般社団法人 日本港運協会
経営労働委員会
委員長 深井 義博

全国港湾労働組合連合会
中央執行
委員長 糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信

東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する暫定確認書

東日本大震災に起因する、被災地(国の定めた危険区域を除く)の瓦礫処理・輸送について、当面の暫定措置として被災地の瓦礫輸送(密閉型特殊海上コンテナに限る)に係る港湾荷役上の取扱いについて中央安全専門委員会は、次のとおり確認する。

記

1. 港湾労働者の安全確保を図るため、次により実施する。

- (1) 昭和61年6月19日付「ソ連チェルノブイリ原発事故に伴う放射能汚染問題に関する確認書」並びに昭和61年8月22日付「危険品・有害物の夜間作業に関する確認書」の関係項目に該当する作業が生じた場合は、これら確認書に基づくこととする。
- (2) また、当該海上コンテナに対しては、平成23年4月22日付国土交通省港湾局・海事局による「港湾における放射線対策」「放射能汚染のおそれがあるコンテナの取扱方法について」並びに港湾局総務課危機管理室が定めた「港湾における輸出コンテナの放射線測定のためのガイドライン」及び海事局検査測度課が定めた「港湾における船舶の放射線測定のためのガイドライン」に基づき、搬出入時においてこれを準用する。

2. 本確認書について

- (1) 一般社団法人日本港運協会並びに全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は傘下会員又は傘下組合員に対し、本確認書履行を徹底させる。
- (2) 海上コンテナ荷役(中身の瓦礫を直接取扱わない荷役)以外の荷役形態が発生した場合は、都度、その事案について中央安全専門委員会協議に附し、その対応について労使確認を行う。

以上

2012年(平成24年)8月21日

一般社団法人 日本港運協会 中央安全専門委員会
業側代表 古屋 公明

全国港湾労働組合連合会 中央安全専門委員会
労側代表 小嶋 敏弘

全日本港湾運輸労働組合同盟 中央安全専門委員会
労側代表 日吉 正博

東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する宮古・大阪港間に於ける確認書

2012年（平成24年）8月21日付「東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する暫定確認書」第2項－（2）に基づき、宮古・大阪港間に限定した措置として中央安全専門委員会は、次のとおり確認する。

記

1. 海上コンテナ荷役（中身の瓦礫を直接取扱わない荷役）以外の荷役形態として、宮古港に於ける沿岸荷役並びに、それに伴う搬出・入行為に限りこれを認める。
但し、次に掲げる事項を順守する。
2. 港湾労働者の安全確保を図るため、次により実施する。
 - （1） 当該貨物（瓦礫）に対する放射線測定を、2012年（平成24年）8月21日付「東日本大震災に伴う瓦礫荷役等に関する暫定確認書」第1項に基づき、コンテナバンニング荷役前にこれを行う。
 - （2） 放射線測定について、平成23年（2011年）8月17日付「福島第一原発事故に伴う放射能汚染問題（中古自動車・建機等）に関する暫定確認書」第1項－（2）（3）（4）（5）（6）（9）を順守する。
 - （3） 粉じんばく露防止対策として、港湾貨物運送事業労働災害防止協会発行「労働災害防止規定」第135条（粉じんによる健康障害防止）を順守する。

以上

2012年（平成24年）12月21日

一般社団法人日本港運協会
中央安全専門委員会
業側代表 古 屋 公 明

全国港湾労働組合連合会
中央安全専門委員会
労側代表 小 嶋 敏 弘

全日本港湾運輸労働組合同盟
中央安全専門委員会
労側代表 日 吉 正 博

中古自動車等放射線量検査 0.3 μ SV/h以上

一般社団法人 日本港運協会

港湾名	平成24年		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		平成25年		1月		2月		3月	
	4月																									
釧路																										
小樽	22		17		13		10		17		11		5		1		4				1		1			3
苫小牧					1		3		3		1		1		2		1				1		3			
仙台塩釜	6		2		2		2		2		4		2		1		2				6		3			6
新潟									1				1													
伏木富山									積戻し分																	
東京	23 (3)		19 (1)		10		25		19		17 (1)		20		11		6				3		9			3
横浜	123 (1)		113		107		109 (1)		100 (1)		92		106 (2)		53 (1)		32				26		16			14
川崎	383 (3)		340 (2)		397 (2)		386 (3)		312 (1)		270 (2)		302		114 (1)		158				99 (1)		65			56
名古屋	29		29		27		15		10		11		13		11		9				6		11			4
大阪			1				1 (1)																			3
神戸																							1			
博多																										
那覇																					1					4
計	586 (7)		521 (3)		557 (2)		551 (5)		464 (2)		406 (3)		450 (2)		193 (2)		212				143 (1)		109			93

※ ① 数値は、中古自動車・中古建機の外航・内航の合計台数である

② ()内は、5 μ SV/h以上の台数

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2012年（平成24年）12月31日から2013年（平成25年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

記

1. (1) 当該4日間の内、1月2日を除く3日間については、現行協定通り特別有給休暇とする。
(2) 日中荷役とする。但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。
なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
(3) 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
(4) 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。
2. 1月2日の休日化に伴う時間外賃金算定基礎時間（分母）については、現行月間時間数から1時間を減じることとし、その実施時期は2013年（平成25年）1月分賃金とする。

以上

2012年（平成24年）12月12日

一般社団法人 日本港運協会
労使政策委員会
委員長 深井義博

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋義信

資料 7

委員会及び部会に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本港運協会（以下「協会」という。）定款第47条による委員会及び部会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 委員会

(委員会の目的)

第2条 委員会は、港湾運送事業及び港湾運送事業と密接な関係を有する事業の健全な発展を図るため、担当会務につき所要事項を実施する。

(委員会の設置)

第3条 次の委員会を常置し、それぞれに掲げる事項及び理事会が必要と認めた事項につき所要事項を実施する。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 総合政策委員会 | 協会の事業方針の策定に関する事項 |
| (2) 港湾物流戦略委員会 | 戦略的港湾の実現に関する事項 |
| (3) 広報委員会 | 広報に関する事項 |
| (4) 総務委員会 | 協会の運営に関する総務及び財務に関する事項 |
| (5) 経営委員会 | 港湾運送事業の経営に関する事項 |
| (6) 経営労働委員会 | 労使交渉・協議における基本方針の策定等労務に関する事項 |
| (7) 労使政策委員会 | 労使交渉・協議の実施等労務政策に関する事項 |
| (8) 福利厚生委員会 | 港湾労働者の福利厚生に関する事項 |
| (9) 税制委員会 | 税制改正への対応等税制に関する事項 |
| (10) 危機管理委員会 | 危機管理に関する基本方針に関する事項 |
| (11) 環境・エネルギー対策委員会 | 環境問題、エネルギー問題、資源問題に関する事項 |

2 会長が特に必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に次の委員長、副委員長を置く。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 必要に応じ若干名 |

第5条 委員会には、相談役を置くことができる。

(委員長、副委員長及び委員の選任)

第6条 第3条第1項に掲げる委員会の委員長及び副委員長は、会長が常任理事又は理事のうちから委嘱する。

2 委員会の委員は、委員長が委嘱する。

(会議)

第7条 委員会は、正副委員長及び委員をもって構成する。

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、随時開催する。

第9条 会長が必要と認めるときは、委員長及び副委員長会議を開催する。

(専門委員会及び小委員会)

第10条 委員長が必要と認めるときは、当該委員会に専門委員会又は小委員会を設けることができる。

2 専門委員会及び小委員会の長は、委員長が委嘱する。

3 専門委員会又は小委員会の運営に関する事項は、委員長の指示による。

(委員長報告)

第11条 委員長は、当該委員会の審議内容を、必要に応じ理事会に報告し、承認を受けるものとする。

第12条 委員会の運営に関し本規程に定めなき事項は、会長の指示によるものとする。

第13条 委員会の庶務は、事務局がこれに当たる。

第3章 部会

(部会の目的)

第14条 部会は、港湾運送事業及び港湾運送事業と密接な関係を有する事業の健全な発展を図るため、担当業務につき所要事項を実施する。

(部会の設置)

第15条 会長は、特に必要と認めるときは、委員会に部会を置き、それぞれの所要事項を定めることができる。

2 前項の部会を設置しようとするときは、理事会の議決を経るものとする。

(準用)

第16条 第4条から第9条までの規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」は「部会」に、「委員長」は「部会長」に、「副委員長」は「副部会長」に、それぞれ読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、副部会長については、会長が特に必要と認めるときは、常任理事又は理事以外の者に委嘱することができる。

(分科会)

第17条 部会には分科会を置くことができる。

2 分科会の運営に関する事項は、部会長の指示によるものとする。

3 分科会の長は、部会長が委嘱する。

(部会経費)

第18条 業種別及び地区別の部会の運営に係る経費は、各部会の負担とする。

(部会長報告)

第19条 部会長は、当該部会の審議内容を、必要に応じ委員会に報告するものとする。

第20条 部会の運営に関し本規程に定めなき事項は、委員長の指示によるものとする。

第21条 部会の庶務は、事務局がこれに当たる。

附 則

1 本規程は、平成24年10月 6日より実施する。

2 委員会規程（昭和40年6月11日）及び部会規程（昭和40年6月1日）は廃止する。

年末年始(平成24年12月31日～平成25年1月4日)の実績

1. 本船荷役実績

(隻)

区 分		コンテナ船	その他	合 計
主要 港湾	6大港	181 (157)	120 (101)	301 (258)
	その他の 主要港湾	21 (24)	46 (48)	67 (72)
	小計	202 (181)	166 (149)	368 (330)
その他港湾		45 (41)	409 (362)	454 (403)
合 計		247 (222)	575 (511)	822 (733)

注)()内の数値は前年実績

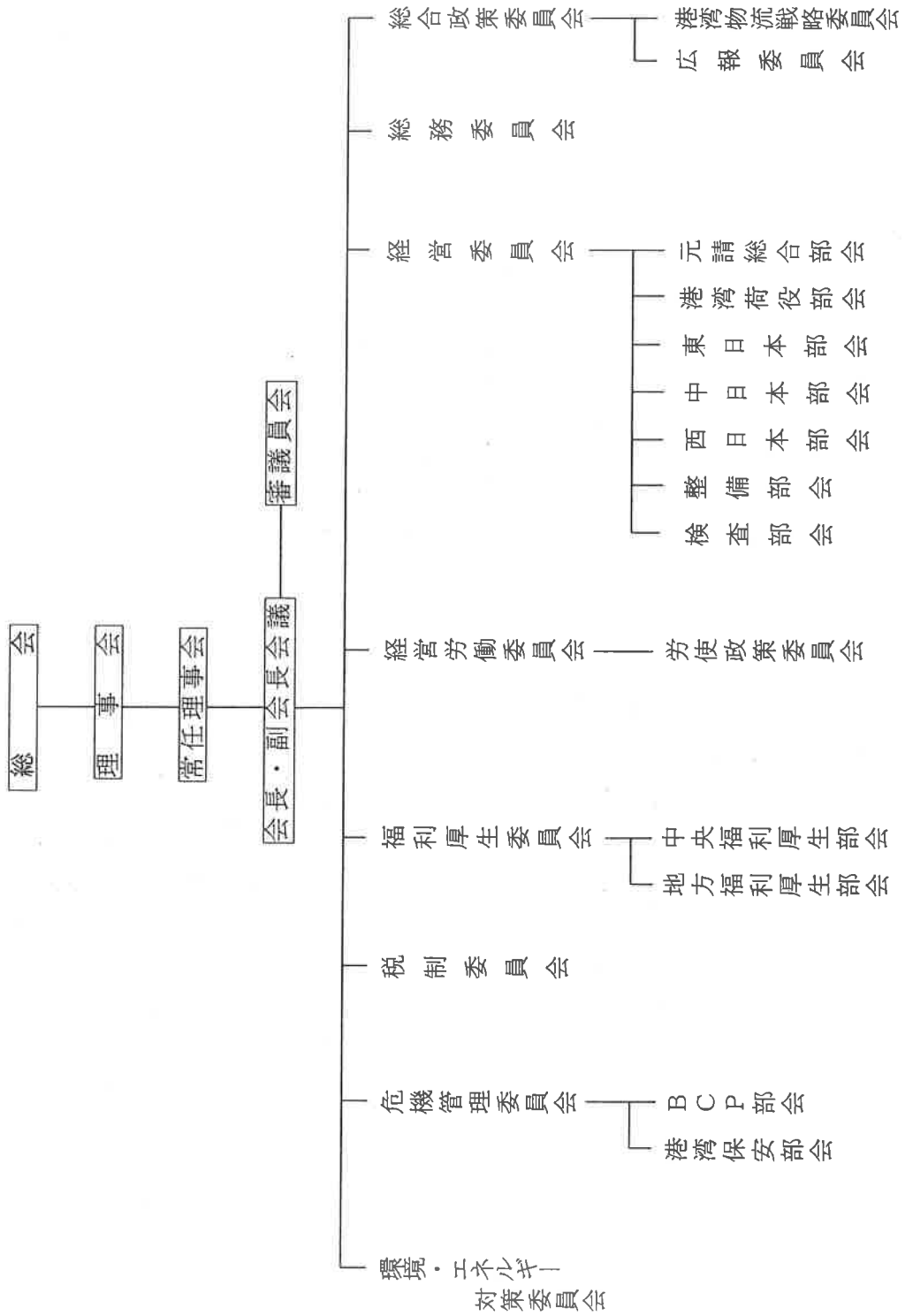
2. コンテナターミナルゲート業務実績

(個)

区 分		搬 出				搬 入				合 計		
		20F		40F		20F		40F		20F	40F	計
		実入	空	実入	空	実入	空	実入	空			
主要 港湾	6大港	353	42	523	228	100	303	412	204	798	1,367	2,165 (2,157)
	その他の 主要港湾	91	24	113	36	37	29	35	8	181	192	373 (436)
	小計	444	66	636	264	137	332	447	212	979	1,559	2,538 (2,593)
その他港湾		251	211	281	102	335	196	121	225	993	729	1,722 (2,374)
合 計		695	277	917	366	472	528	568	437	1,972	2,288	4,260 (4,967)

注)()内の数値は前年実績

一般社団法人 日本港運協会組織



委員 長・部 会 長

委員会・部会	委員長・部会長
総合政策委員会	久保昌三会長
港湾物流戦略委員会	久保昌三会長
広報委員会	久保昌三会長
総務委員会	岡本哲郎副会長
経営委員会	安部正一副会長
元請総合部会	安部正一副会長
港湾荷役部会	青井清一常任理事
東日本部会	針山健二常任理事
中日本部会	西尾忠久常任理事
西日本部会	野畑昭彦常任理事
整備部会	長谷川元常任理事
検査部会	藤本嘉和常任理事
経営労働委員会	深井義博副会長
労使政策委員会	深井義博副会長
福利厚生委員会	田村和男副会長
中央福利厚生部会	田原口誠常任理事
地方福利厚生部会	田原口誠常任理事
税制委員会	中山正男副会長
危機管理委員会	藤木幸太副会長
BCP 部会	古屋公明常任理事
港湾保安部会	矢吹治常任理事
環境・IT [※] 対策委員会	花島孝明副会長

附 属 明 細 書

附属明細書については、特に記載すべき重要な事項はありません。